

第三十二号議案

雇傭員の退職年金及び退職一時金等に関する条例の一部を改正する条例  
右の議案を提出する。

令和四年二月十六日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

雇傭員の退職年金及び退職一時金等に関する条例の一部を改正する条例

雇傭員の退職年金及び退職一時金等に関する条例（昭和三十年東京都条例第一号）の一部を次のように改正する。  
目次中「第四十五条」を「第四十七条」に改める。

第四条第三項を削り、同条第四項中「第二項」を「前項」に改め、同項を同条第三項とする。  
付則に次の一条を加える。

（民法の一部を改正する法律（平成三十年法律第五十九号）の施行に伴う経過措置）

第四十七条 令和四年三月三十一日において未成年の子について給与事由が生じている第十九条の規定による遺族年金に係る当該子に対する第二十条第一項及び第二十四条第一項の規定の適用については、第二十条第一項第二号中「未成年」とあるのは「二十歳未満」と、同項第三号中「成年」とあるのは「二十歳以上」と、第二十四条第一項第五号中「成年」とあるのは「二十歳」と、同項第六号中「成年」とあるのは「二十歳以上」とする。

附 則

この条例は、令和四年四月一日から施行する。

（提案理由）

民法の一部を改正する法律（平成三十年法律第五十九号）の施行等に伴い、規定を整備する必要がある。